

石井西地区

第3期地域福祉活動計画

令和2年度 ~ 令和6年度
(2020年度) (2024年度)



石井西地区社会福祉協議会

(石井西地区地域福祉活動計画策定委員会)

目 次

地域福祉活動計画の策定にあたって

松山市における地域福祉に関する計画の連携と比較	1
石井西地区社協と地域福祉活動計画	2~3
(1) 地区社協とは	
(2) 地域福祉活動計画策定の必要性	
(3) 策定手順	
(4) 体系図	
石井西地区社協の概要	4
石井西地区社協のテーマ	5
石井西地区地域福祉活動計画策定委員会(愛クラブ)名簿	6
石井西地区地域福祉活動計画策定委員会(愛クラブ)の開催状況	7
石井西地区地域福祉活動計画総括表	8
石井西地区地域福祉活動計画	9~14
石井西地区地域福祉台帳	15~26
石井西地区各町男女年齢別構成分布グラフ	27~29
水害から命を守る(地域共助)	30~37

災害時(風水害等)の避難行動要支援者(甲種・乙種)に対する避難支援の基本的な流れ

まとめ

(備考)本文中においては、“民生委員・児童委員”を正式呼称として使用しておりますが、松山市の資料から引用した資料(図)のみ“民生児童委員”を使用しております。

地域福祉活動計画の策定にあたって

この度、石井西地区社会福祉協議会では、松山市社会福祉協議会の協力のもと第3期石井西地区地域福祉活動五カ年計画（令和2年度～令和6年度）を策定する運びとなりました。

今回の策定委員の選考に当たっては、地区の現状に精通しておられる各町内会長のほか、地区民生児童委員の中の主だった方々にお願い致しました。

石井西地区は、松山市の南部に位置し、松山南環状線に加え、千舟町から外環状線に通じる「古川はなみずき通り」、国道33号線から古川まで東西に「ふれあいカメラア通り」「きゅうべえ通り」が整備され、広い歩道は散歩道として地域の人々に利用されています。また、スーパーや飲食店・病院などの生活環境が整っており、幼稚園・小学校や南部児童センターなど教育施設も多く、子育て世代に人気のエリアとなっています。

5年前に比して、人口は2万9千強と、ほぼ増減はありませんが、高齢化率は20.5%から23.8%へと3.3%増加しました。

地域福祉活動計画の作成にあたり、「地域福祉の推進についてのアンケート」を実施するとともに、地区の強み・弱み、地区がかかえる福祉課題について検討を重ね、計画立案のための参考としました。

委員会では、こうした石井西地区の特性を考慮しつつ、

- 1 地区社協の基盤整備
- 2 福祉学習とボランティア
- 3 在宅福祉・生きがい介護予防サービス
- 4 関係団体との協働
- 5 その他

以上の5つを基本計画として、各計画ごとの重点目標について協議をいたしました。

しかし、第3期計画期間は5年間に及びますので、今後も随時『石井西やすらぎのまち 愛のまち』を合言葉に討議を重ね、“地域のための”福祉活動の展開を望んでいるところです。

どうか今後とも宜しくご支援ご鞭撻のほど、お願い申し上げます。

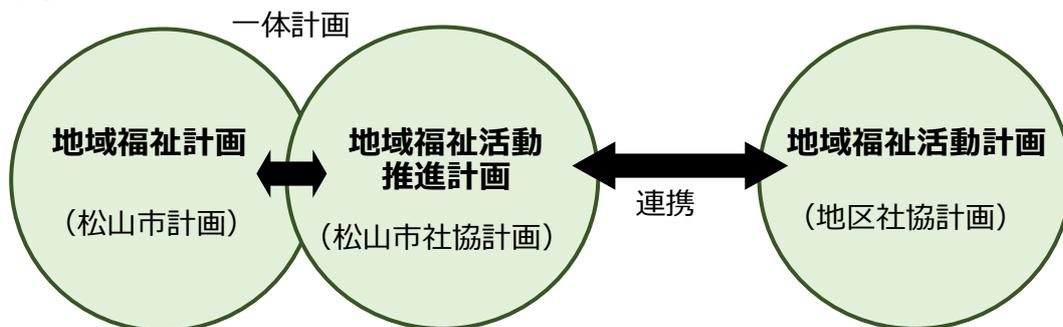
終わりにあたり、今回の協議に際しご尽力賜りました松山市社会福祉協議会及び策定委員の皆様には厚くお礼を申し上げ挨拶に代えさせていただきます。

石井西地区社協 地域福祉活動計画策定委員会
委員長 木山 節子

松山市における地域福祉に関する計画の連携と比較

地域福祉の推進を図るためには、下記の計画が内容を一部共有したり、策定過程を共有する等、相互に連携し一体となって進めることが重要であり、互いに補完・補強しあう関係にあります。

【イメージ図】



【地域福祉に関する計画の比較】

計画	地域福祉計画・地域福祉活動推進計画 (このまちのえがおプラン)	地域福祉活動計画
策定主体	松山市・松山市社協	石井西地区社協
対象地域	松山市内	地区内
実施期間	5年	5年
基本目標 (基本理念)	みんなが つながる 支える まちづくり	石井西 やすらぎのまち 愛の町
計画の特徴	<p>目標1 支えあいの心を育む</p> <p>目標2 みんながつながり参加できる環境づくり</p> <p>目標3 丸ごと支援のしくみづくり</p> <p>目標4 福祉サービスの健全な発達と適切な利用促進</p> <p>以上の4項目を個別目標に掲げ、住民一人ひとりや住民組織、ボランティアグループ、NPO等の関係団体、学校、事業所等、地域の多様な主体がそれぞれの役割を担いながら、互いにつながり、支えあうことで、“誰もが暮らし続けたい”と思えるまちづくりを目指します。</p>	<p>①地区社協の基盤整備 ②福祉学習とボランティア ③在宅福祉・生きがい介護予防サービス ④関係団体との協働 ⑤その他</p> <p>の5項目を基本とし、地域性を活かした事業を計画的に展開する。地区社協が中核となって、住民の主体的参加を基本とした地域福祉活動をより計画的・具体的に進めるとともに、地区社協の基盤強化を図る。</p>

石井西地区社協と地域福祉活動計画

(1) 地区社会福祉協議会（地区社協）とは

地区社協とは、地域福祉に関する問題や課題を住民が主体となって発見・協議し、解決のための方法を自らが考え、実践に結びつけるとともに、必要に応じて市社協をはじめ関係団体等と連携・協働し「地域住民だれもが住みやすいまちづくり」を目指す任意の団体で、地区内の住民の皆さんが地区社協の会員となります。

行政や市社協と連携・協働のもと、民生児童委員協議会、まちづくり協議会、町内会、公民館、学校関係者、高齢クラブなど地区内の幅広い分野から参画を得て地域特性を活かした各種の福祉事業に取り組んでいます。

地区社協と市社協の連携・協働事業

- ①地区社協連絡会の開催（ブロック会議・ブロック研修会の開催）
- ②地域福祉サービス事業（点数預託による住民参加型在宅福祉サービス）
- ③生活支援体制整備事業（協議体「暮らし支え合う井戸端トーク」の開催）
- ④ふれあい・いきいきサロン事業（介護予防・生きがいづくり等事業）
- ⑤地域福祉活動計画の策定（石井西地区第2期計画 平成27年策定）
- ⑥福祉学習事業・チャレンジ事業（地区社協からの申請により助成金を支出）
- ⑦地域交流サロン事業（地域住民で組織されたグループ等支援）
- ⑧地区社協拠点整備事業（地区社協からの申請により助成金を支出）
- ⑨その他（地域の特性を活かした地区独自の事業等）

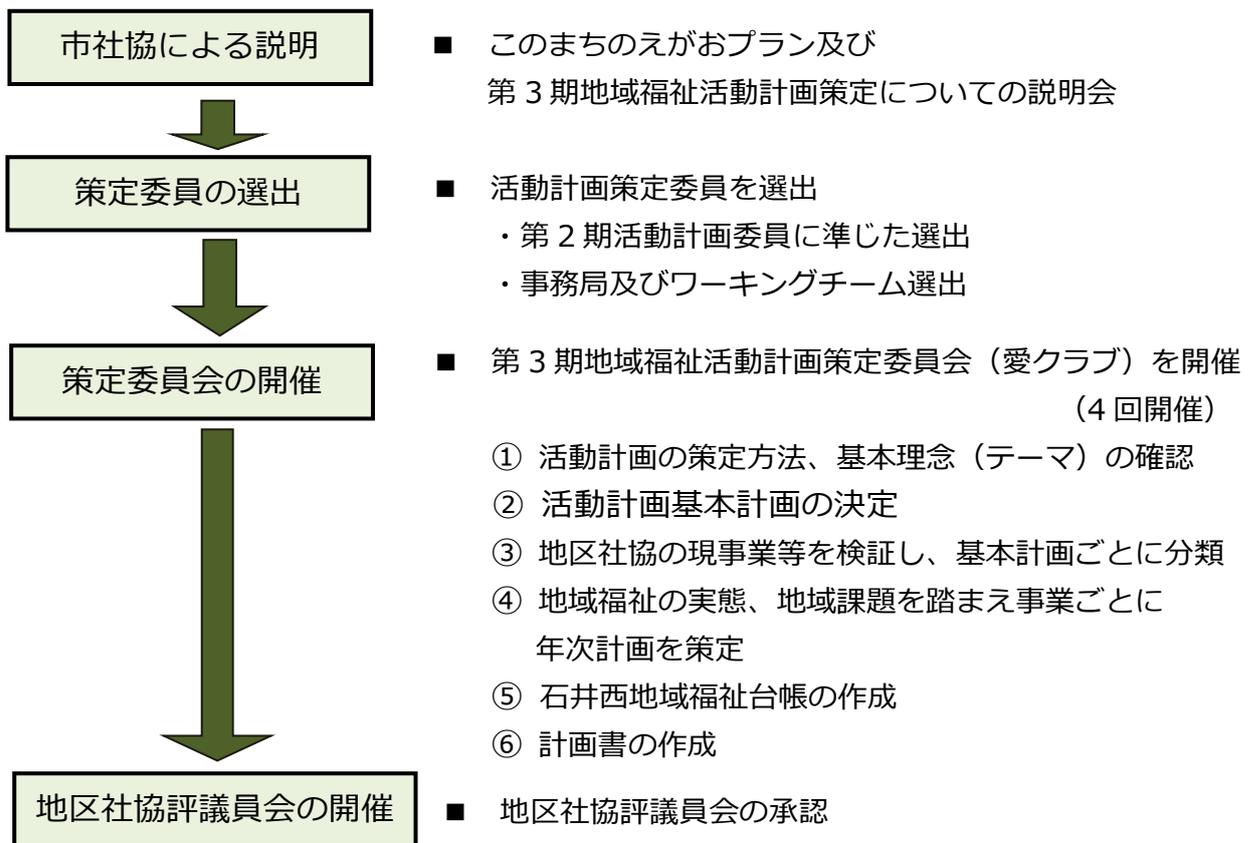
(2) 地域福祉活動計画（地区社協）の必要性

「地域住民だれもが住みやすいまちづくり」を目指すため、地域ごとの特性を活かした地区社協単位での活動計画の策定を行い、会員である住民参加による小地域活動の推進が求められています。

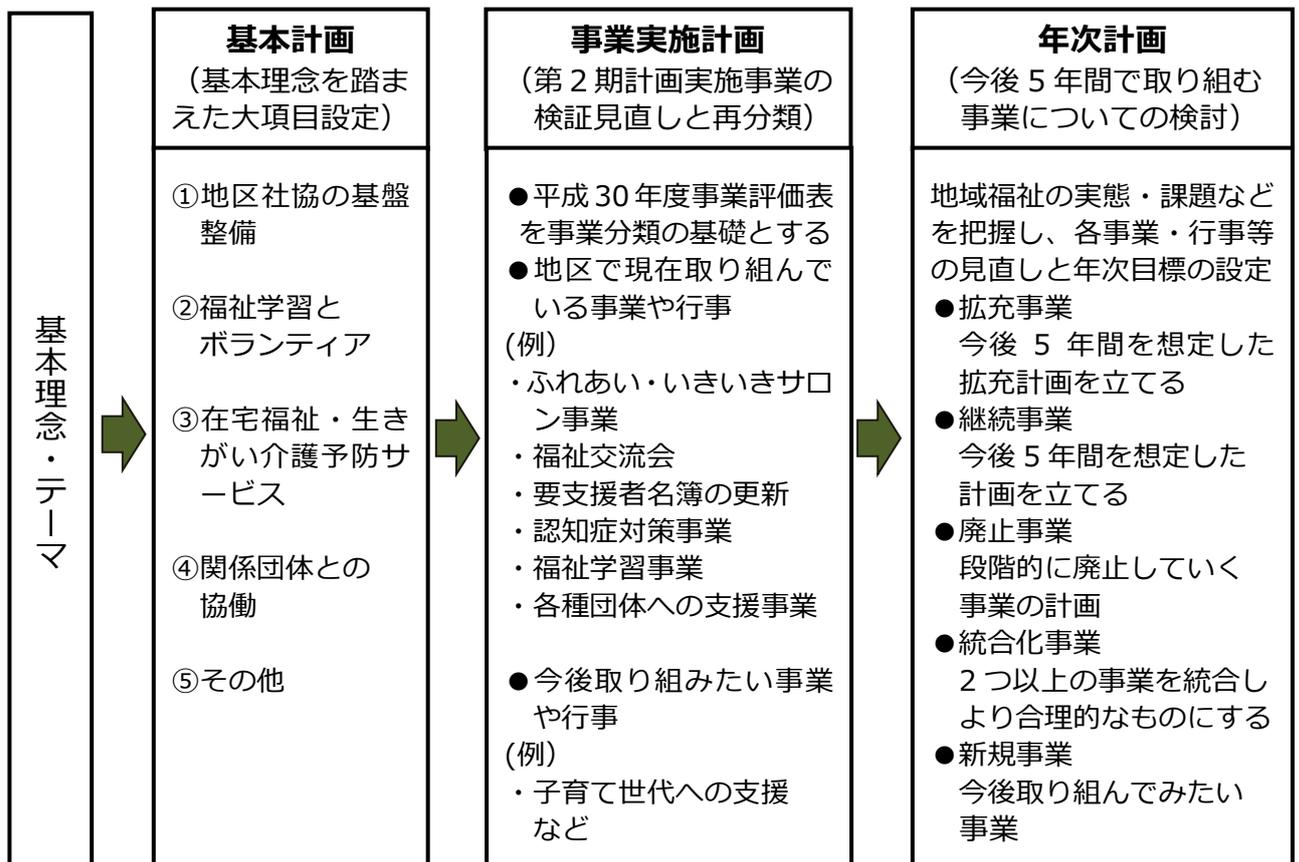
また、地域福祉計画(松山市)及び地域福祉活動推進計画(市社協)とも連動した計画となるよう、連携、協働が重要です。

石井西地区社協では、市社協支援のもと第2期計画を基礎資料として第3期地域福祉活動計画を策定します。

(3) 石井西地区社協の「地域福祉活動計画」の策定手順



(4) 石井西地区社協の「地域福祉活動計画」の体系図



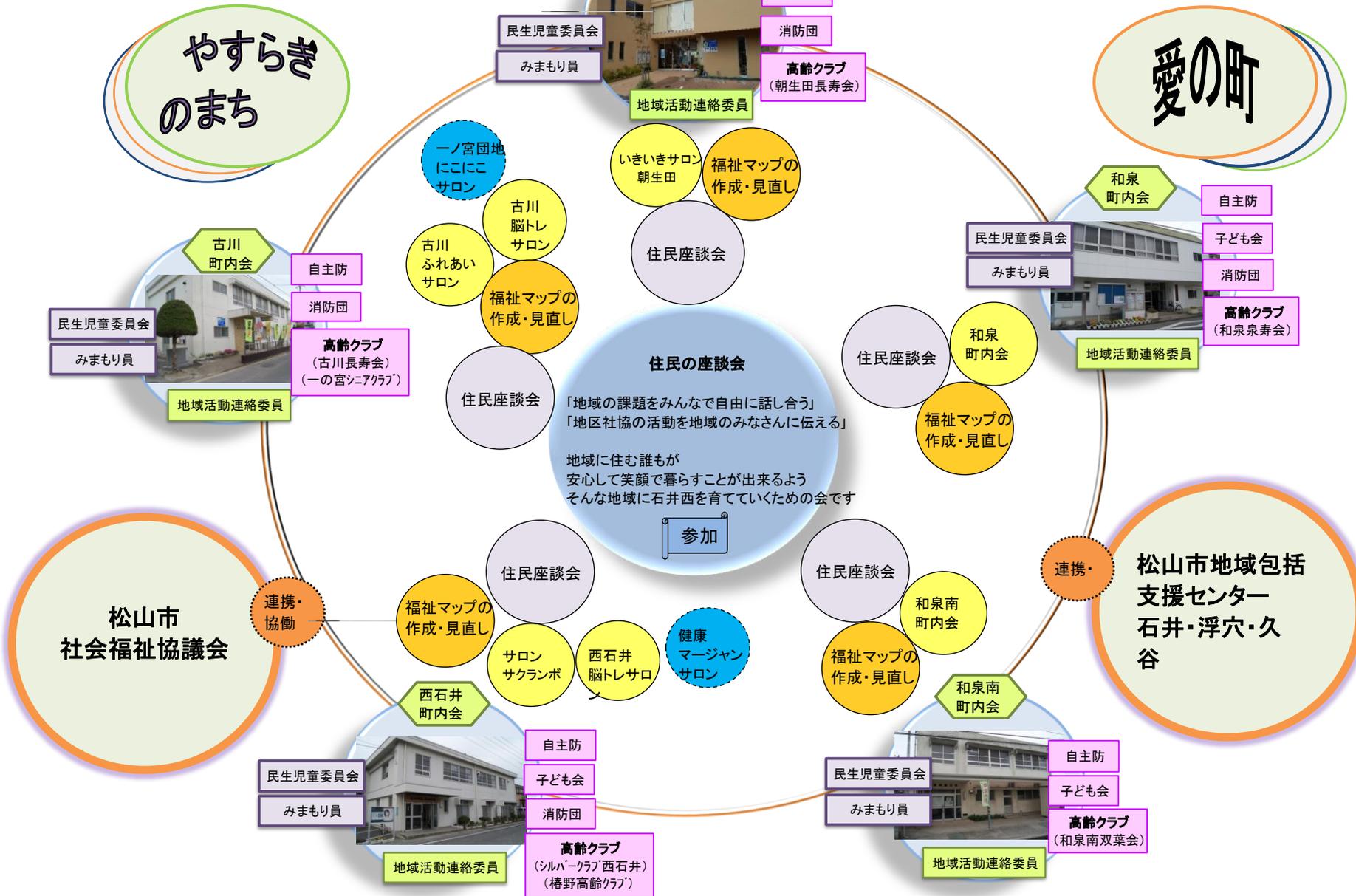
石井西地区社協の概要

■事務拠点



主な活動拠点	松山市役所 石井支所・石井公民館
事務拠点	石井支所 2 階 (石井西地区・石井東地区共用)
構成メンバー	理事 (19 名)・評議員 (38 名)・監事 (2 名) { 会長 (1 名)・副会長 (5 名)・事務局長 (1 名)・会計 (1 名) } { 援護部長 (1 名)・啓発調査部長 (1 名) }
理事会等の開催	評議員会・理事会
構成関係団体	民児協・公民館・まちづくり協議会・町内会
主な自主事業	ふれあい・いきいきサロン事業 地域交流サロン助成事業 福祉だより発行 福祉交流会 独居高齢者訪問・年末慰問 地域福祉サービス事業 協力会員研修会 福祉学習事業 ふうせん募金活動 認知症サポーター養成講座+声かけ体験 福祉マップづくり (避難行動要支援者名簿の更新・個別計画作成・ 「無事ですフラッグ」配布) ほか
サロン数	ふれあい・いきいきサロン 4 ヶ所 地域交流サロン 2 ヶ所
地域福祉活動計画の策定状況	平成 17 年度第 1 期策定 平成 27 年度第 2 期策定 基本理念「石井西 やすらぎのまち 愛の町」
各町負担金	一戸あたり 100 円
2019 年度予算額	3,149,000 円

石井西地区社協のテーマ



石井西地区地域福祉活動計画策定委員会（愛クラブ）委員

No.	役職	氏名	所属
1	委員長	木山 節子	地区民児協会会長 地区社協会会長
2	委員	大野 秀則	和泉町内会長 石井地区まちづくり協議会事務局長補佐 地区社協副会長
3	委員	佐藤 能理夫	朝生田町内会長 石井地区まちづくり協議会副会長 地区社協理事
4	委員	前 勉	和泉南町内会長 石井地区まちづくり協議会監事 地区社協理事
5	委員	有光 修一	古川町内会長 石井地区まちづくり協議会環境部長 地区社協理事
6	委員	白石 幸三	西石井町内会長 石井地区まちづくり協議会監事 地区社協監事
7	委員	荒金 志朗	一の宮団地町内会長 石井地区まちづくり協議会会計 地区社協理事
8	委員	山下 健男	地区民児協副会長 地区社協副会長 地区社協啓発調査部長
9	委員	池田 三喜雄	地区民児協副会長 地区社協会計
10	委員	小野寺 雅子	民生児童委員 地区社協理事
11	委員	谷本 久美子	地区民児協児童福祉部会長 主任児童委員 地区社協理事
12	委員	橋本 和子	民生児童委員 地区社協援護部長
13	委員	三崎 雄美子	民生児童委員 地区社協評議員
14	委員	村田 由理	民生児童委員 地区社協理事
15	委員	吉岡 清美	民生児童委員 地区社協理事
16	副委員長	高市 絵美	地区民児協副会長 地区民児協会計 地区社協副会長 地区社協事務局長
17	事務局	大野 信吾	民生児童委員 地区社協評議員
	情報提供	主任児童委員 各保育園 各小中学校	

石井西地区 地域福祉活動計画策定委員会(愛クラブ) の開催状況

1. 策定委員会の開催状況

名 称	場 所		開催日	参加者	内 容
愛 ク ラ ブ	石井支所 2階 大会議室	1	R1.8.30		第3期地域福祉活動計画の策定について 委員の選任・策定方針・スケジュール等の決定
		臨時	R1.9.11		第3期地域福祉活動計画・検討案について 修正1次案作成
		2	R1.9.26		第3期地域福祉活動計画・修正1次案について
		臨時	R1.10.8		修正1次案の検討と修正2次案の作成
		3	R1.10.25		全体構成(案)について 第3期地域福祉活動計画・修正2次案について 各町福祉台帳(案)について検討
		臨時	R1.11.12		各町福祉台帳の検討と最終案の作成
		4	R1.11.22		第3期地域福祉活動計画・最終案について 今後のスケジュール(評議員会の開催から発行まで)



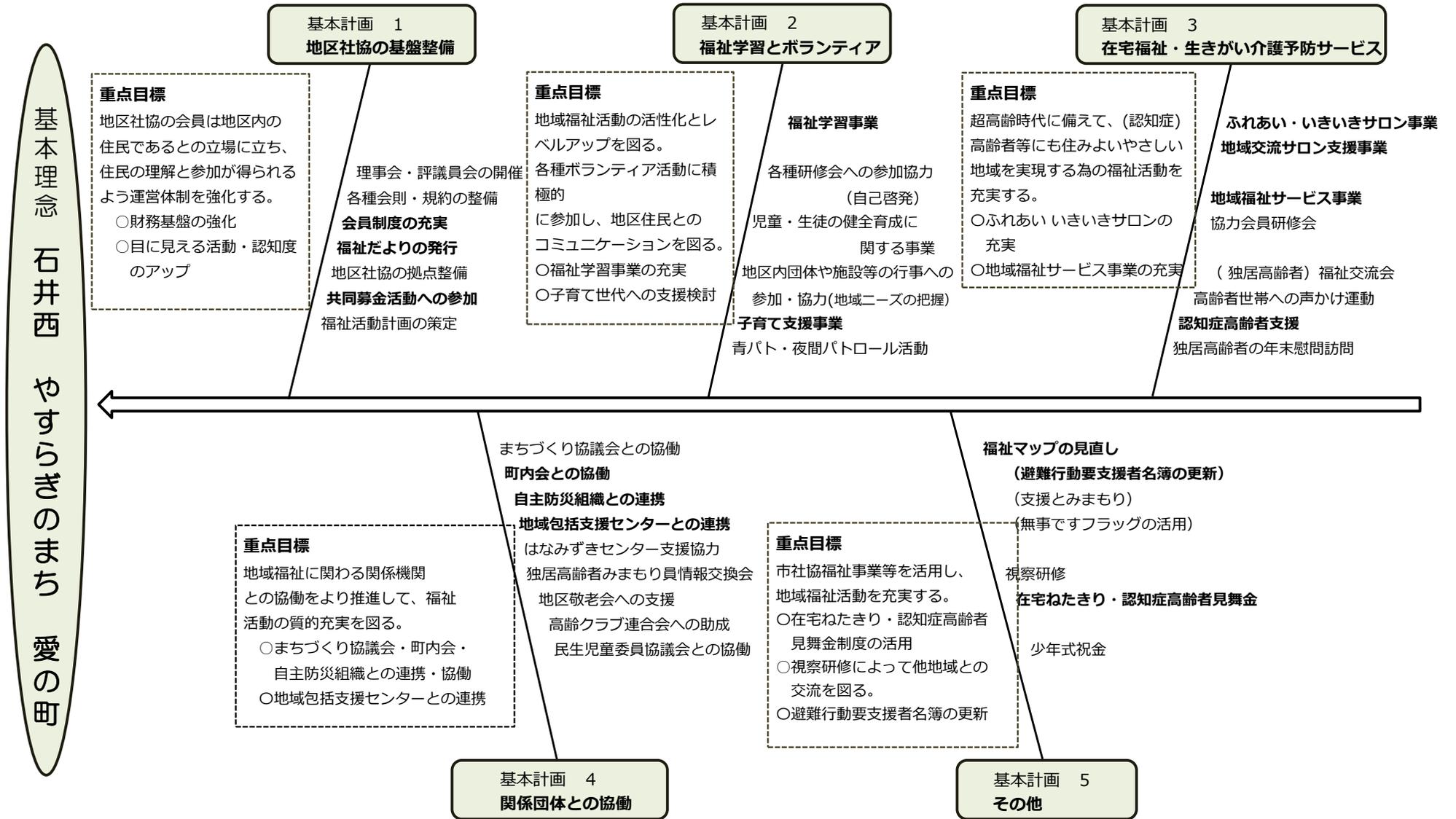
2. 地区社協理事会での承認と計画内容更新

委員会で検討し作成した計画は、今後地区社協評議員会に提示し承認を受けます。

承認後、地域住民に広報し、計画の実行に向け事業展開を行います。なお、必要に応じて変更をします。

石井西地区 第3期地域福祉活動計画総括表

令和2年～6年の5年間に、石井西地区社協が取り組む5つの基本計画とそれらを支える個々の事業実施計画、さらに重点的な取り組み目標をまとめました。



石井西地区地域福祉活動計画

1. 基本理念

石井西 やすらぎのまち 愛の町

2. 基本計画

(1) 地区社協の基盤整備						
実施計画	年度計画					5年計画
	2	3	4	5	6	
① 評議員会・理事会の開催	検討	継続	⇒	⇒	⇒	理事会を充実し必要に応じて臨時に開催する。 (年間開催回数) (地区社協の会則改正検討)
② 各種会則・規約の整備	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	必要に応じて、その都度整備を行う。 (実績)
③ 会員制度の充実	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	地区社協の事業を地域住民に理解をいただくとともに、負担金制の諸課題について町内会の理解を得るため協議を行う。 (負担金事務の適正処理等)
④ 福祉だよりの発行	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	編集委員会を開催し、内容の充実を図り発行する。町内会の協力のもと全戸配布を行う。 (年3回)
⑤ 地区社協の拠点整備と活用	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	拠点整備に関連した周辺環境整備を石井東地区と連携しながら推進充実を図る。
⑥ 共同募金活動への参加	拡充	⇒	⇒	⇒	⇒	ふうせん募金の実施など共同募金活動の強化を図り、財源確保に努める。配分金の活用について地域住民への啓発を行い共同募金への理解と協力者の拡充に努め、財源確保を図る。また、ふうせん募金の実施など共同募金活動の強化を図る。 (年度目標額の達成努力)

(2) 福祉学習とボランティア						
実施計画	年度計画					5年計画
	2	3	4	5	6	
① 福祉学習事業	拡充	⇒	⇒	⇒	⇒	地域住民の参加が得られるテーマや学習内容を検討し、福祉情報の発信・啓発を行うとともに、事業計画の達成度(防災,世代交流など)、事業評価を年度ごとに実施する。地区内小中学校の学習事業を助成する。 (実績)
② 各種研修会の参加協力	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	市社協等他団体が開催する研修会にも積極的に参加協力を行うとともに、研修結果を全体会議等で他の民生委員・児童委員と共有できるよう工夫する。 (実績)
③ 児童・生徒の健全育成に関する事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	小・中学校との連携強化に努める。継続して小・中学校の各種事業に参加・協力を行う。 (実績)
④ 地区内団体や施設等の行事へ参加・協力	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	地区内関係団体、福祉施設等が主催する行事に積極的に参加・協力する。 (実績)
⑤ 子育て支援事業	検討・拡充	⇒	⇒	⇒	⇒	子育て世代への支援について新たに検討し実施を目指す。 現在実施している関連する会への参加については継続する。 (実績) 関係機関との打合せ会議(年2回)
⑥ 青パト・夜間パトロール活動	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	みまもり支援の充実のため、青パト、夜間パトロール活動への協力体制の充実を図る。 (実績)

※ 2期計画・継続事項「協力会員研修会」は在宅福祉・生きがい介護予防サービス「地域福祉サービス事業」に統合。

(3) 在宅福祉・生きがい介護予防サービス

実施計画	年度計画					5年計画
	2	3	4	5	6	
①ふれあい・いきいきサロン事業	充実	⇒	⇒	⇒	⇒	現在開催されている4カ所のサロンへの支援等を継続して行う。 (実績)
②地域交流サロン支援事業	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	現在開催されている2カ所の交流サロンへの支援を継続して行う。 (実績)
③地域福祉サービス事業 (地域福祉サービス)	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	在宅福祉サービス(ゴミ出し、掃除等)事業の啓発と協力会員の拡大を図る。 (実績)
③地域福祉サービス事業 (協力会員研修会)	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	地域福祉サービス事業における協力会員数の拡大を図るとともに、協力会員の研修を実施することで対応力の向上を図る。 (年1回以上)
④福祉交流会 (独居高齢者)	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	参加者への啓発や対象者の検討を行い継続的に実施する。 (年1回)
⑤高齢者世帯への声かけ運動	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	民生委員・児童委員、独居高齢者みまもり員との協働による高齢者世帯への声かけを実施する。 (月合計2回以上)
⑥認知症高齢者対策事業	拡充	継続	⇒	⇒	⇒	認知症の正しい知識を普及する為の講座を開催し、認知症サポーターやキッズサポーターを増やす。 (実績)
⑦高齢者の年末慰問訪問	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	民生委員・児童委員が在宅訪問することで、地区の支援を充実する。 (実績)

※ 2期計画・継続検討事項「脳健康教室事業」は「ふれあい・いきいきサロン事業」に統合。

※ 2期計画・検討事項「健康マージャンサロン支援」は新規「地域交流サロン支援事業」に統合。

※ 2期計画・継続事項「独居高齢者福祉交流会」は「福祉交流会」に名称変更。

※ 拡充事項として「認知症高齢者対策事業」を平成27年度に新設。

※ 2期計画・拡充事項「福祉マップの現行化」は、(5)その他における実施計画の1項目として移動しました。

(4) 関係団体との協働						
実施計画	年度計画					5年計画
	2	3	4	5	6	
①町内会との協働	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	福祉だよりの配布、共同募金活動、各町負担金の徴収、地区社協事業への参加協力依頼とともに、町内会行事に積極的に参加協力する。 (協働しての効果の評価)
②自主防災組織との連携	拡充	⇒	⇒	⇒	⇒	自主防災、地区防災組織と連携のあり方を検討し充実を図り、避難行動要支援者への支援対策の充実を図る。 (連携と訓練等の実績を評価)
③まちづくり協議会との連携	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	まちづくり協議会の福祉部を地区社協関係者が中心的に担い、まちづくりの視点からも連携に努め、行事への参加協力を行う。 (実績)
④地域包括支援センターとの連携	拡充	⇒	⇒	⇒	⇒	センター主催の健康講座・健康相談等について、地域住民への情報提供を行う等、センターとの連携強化を図る。 (実績)
⑤はなみずきセンターとの支援協力	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	センター主催の健康講座・健康相談等について、積極的に参加協力しセンターとの連携強化を図る。 (実績)
⑥独居高齢者みまもり員情報交換会	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	年2回実施する独居高齢者みまもり員情報交換会に、活動助成を行う。民生委員・児童委員との情報の共有化を図る。 (実績)
⑦地区敬老会への支援	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	祝い金の助成を継続し充実を図る。 (実績)
⑧高齢クラブ連合会への助成	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	共催事業も含め、高齢クラブ連合会と協議のうえ充実を図る。 (実績)
⑨民生児童委員協議会との協働	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	民児協との役割を明確化しつつ、一体的な運営を推進する。 部会体制(三部会)を強化する。 (毎月の民児協定例会などを活用)

(5) その他						
実施計画	年度計画					5年計画
	2	3	4	5	6	
①福祉マップの見直し (避難行動要支援者名簿)	拡充	⇒	⇒	⇒	⇒	石井西地区の福祉マップの充実・年度ごとの見直しを図る。 避難行動要支援者名簿（個別計画）を含む。 個人情報管理体制を確立する。 （実績）
②視察研修	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	民児協と共催で、他地区社協・他市社協の取り組み等を視察し、意見交換を行い、今後の地域福祉活動の参考とする。 （実績）
③在宅ねたきり・認知症 高齢者見舞金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	市社協事業の見舞金事業と連携し、民生委員・児童委員が在宅訪問することで、地区の支援を充実する。 （実績）
④少年式祝い金	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	少年式（地区学校行事）への支援。 （実績）

※2期計画・検討事項「先進地視察研修」は「視察研修」に名称変更。

※2期計画・継続事項「交通災害遺児見舞金」は、市社協の事業対象外となったため廃止。

※2期計画・継続事項「独居高齢者の年末慰問訪問」は（3）在宅福祉・生きがい介護予防サービスに移行。

略語・表内記号等の説明

《略語の意味》

市社協・・・・・・松山市社会福祉協議会
地区社協・・・・・・地区社会福祉協議会
社協・・・・・・社会福祉協議会
民児協・・・・・・民生児童委員協議会

《表内の記号》

継続 ⇒・・・・事業を充実し継続する
検討・・・・事業を検討する（効率化を含む）
拡充・・・・事業の質の充実・規模の拡大等を図る
更新・・・・機器・システム等の更新を行う
新規・・・・事業を新規に立ち上げる
廃止・・・・事業を廃止する
縮小・・・・事業を縮小する
統合拡充・・・・2つ以上の事業を組み合わせ、質の充実・規模の拡大等を図る
統合廃止・・・・統合により事業を廃止する

《5年計画の評価目標》

各実施計画の評価目標を（ ）内に**太字**で表示

地域福祉台帳

－ 鍵穴式（キーホール方式）地域福祉台帳 －

<p>人材</p> <p>各町町内会長・分館長 町内会役員 各種団体役員 民生・児童委員（44名） 独居高齢者みまもり員（9名） 地域福祉サービス事業協力会員（141名） 保護司 防災士 青少年育成支援委員 交通安全指導員</p>	<p>団体</p> <p>石井西地区社会福祉協議会 石井地区まちづくり協議会 石井西地区民生児童委員協議会 各町町内会 自主防災組織 防犯協会 消防団 高齢クラブ連合会 女性防火クラブ JA女性部 食生活改善推進協議会 児童クラブ 交通安全協会椿支部 交通安全指導会</p>
<p>石井西地区 $\ast 29,261 \div 13,070 = 2.24$ 人</p>	
<p>仕組・行事等</p> <p>ふれあい・いきいきサロン（4会場） 地域交流サロン（2会場） 地域福祉サービス事業 独居高齢者福祉交流会 独居高齢者訪問事業 福祉講座 協力会員研修会 共同募金活動（風船募金含む） 福祉だよりの配布（全戸） 福祉マップの作成 （避難行動要支援者名簿・個別計画）</p>	<p>拠点・施設等</p> <p>石井西地区社会福祉協議会 石井地区まちづくり協議会 各町分館・集会所 保健センター南部分室・南部児童センター 保育園 幼稚園 石井小学校 $\ast 1$ 石井北小学校 椿小学校 双葉小学校 $\ast 1$ 南中学校 $\ast 1$ 椿中学校 $\ast 1$ 雄新中学校 $\ast 1$ （$\ast 1$ 所在地は地区外にあります。）</p>

（ \ast 総人口 \div 世帯数 = 1世帯あたりの人数）

（ \ast 人口及び世帯数は松山市統計書（平成31年4月1日）による）

人口	29,261 人		
世帯数	13,070 戸		
65歳以上	6,970 人	(23.8%)	独居高齢者申請者 181 人
15歳未満	4,142 人	(14.2%)	避難行動要支援登録者 215 人

- ・この台帳は、人材、団体、仕組・行事等、拠点・施設等の資源を町別にまとめたものです。
- ・この台帳は、今後も新たな情報の追加・変更等を行います。

朝生田町 福祉台帳

人 材

町内会長・分館長 町内会役員
 各種団体会長
 地域活動連絡委員（8名）
 民生・児童委員（6名）
 地域福祉サービス事業協力会員（10名）
 防災士（7名）
 青少年育成支援委員（1名）
 交通安全指導員（1名）

団 体

町内会
 長寿会 こども会 婦人会
 消防団 女性防火クラブ
 体育部 獅子舞保存会
 土地改良区

朝生田町 (H31.4)
 $\ast 3,855 \div 2,221 = 1.73$

仕組・行事等

いきいきサロン朝生田
 各種スポーツ大会 町内体育祭
 こども相撲大会 盆踊り大会
 長寿を祝う会 秋祭り
 清掃活動
 青色防犯パトロール
 年末パトロール
 人権啓発講座
 こども見守り 防災訓練

拠点・施設等

朝生田ふれあいセンター（石井公民館朝生田分館）
 朝生田交番
 朝生田雨水排水ポンプ場
 三嶋神社、善宝寺
 福祉施設（11カ所）
 保育施設（4カ所）
 医療機関（7カ所）

詳細は別紙参照

※総人口÷世帯数 = 1世帯あたりの人数)

人口	3,855 人
世帯数	2,221 戸
65歳以上	835 人 (21.6%)
15歳未満	415 人 (10.8%)
独居高齢者申請者	16 人
避難行動要支援登録者	18 人

避難場所等

指定避難所

石井北小学校
 朝生田ふれあいセンター

指定緊急避難場所

朝生田公園 石井北小学校
 聖カタリナ高校グラウンド

防災行政無線（広報サイレン）

朝生田公園



朝生田 福祉台帳（別紙）

医療機関

南松山病院
ひでき歯科
スガノ犬猫病院
佐藤循環器内科
さとし歯科クリニック
にしだわたる糖尿病内科
あいはら歯科

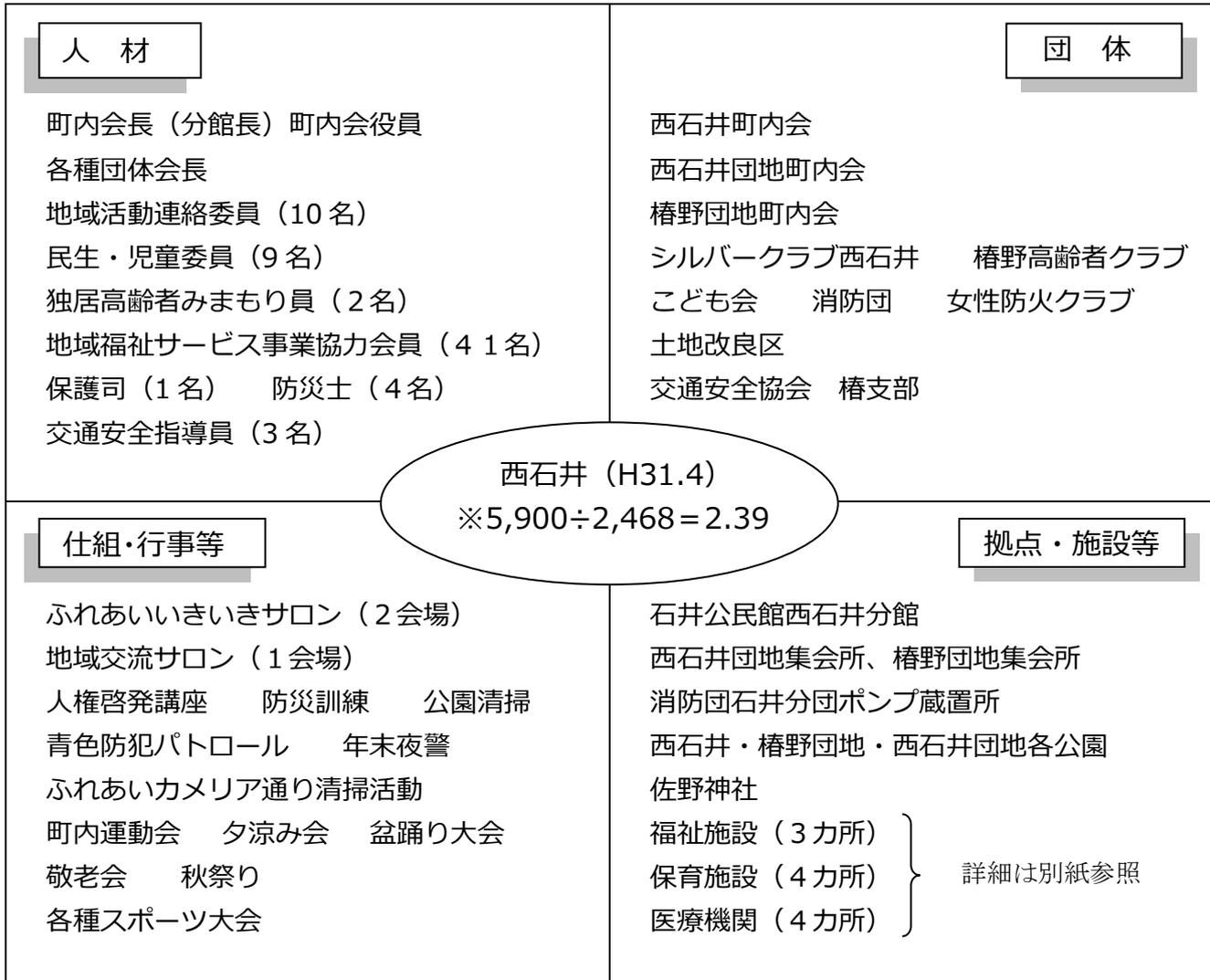
福祉施設

サービス付高齢者向け住宅
朝生田あるる館
有料老人ホーム
アヴィラージュ松山・朝生田
有料老人ホーム・朝生田の杜
介護付有料老人ホーム・笑歩会あそだ
グループホーム
グループホーム・朝生田の里
グループホーム・だんだん
小規模多機能ホーム・だんだん
看護小規模多機能型居宅介護・
ほのかぬくもり
訪問看護ステーション・ほのか
デイサービス／障がい者自立支援事業
NPO 法人・ライフサポート友伍
高齢者向け優良賃貸住宅・
シニアハイツ友伍

保育施設

虹のそらこども園
認定こども園・ゆうゆう
認定こども園・ジャックと豆の木
えみたす保育園

西石井 福祉台帳



人口	5,900 人
世帯数	2,468 戸
65歳以上	1,430 人 (24.2%)
15歳未満	886 人 (15.0%)
独居高齢者申請者	56 人
避難行動要支援登録者	56 人

※総人口÷世帯数 = 1世帯あたりの人数



避難場所等

指定避難所

石井北小学校	石井小学校
石井保育園	石井幼稚園

指定緊急避難場所

西石井公園	
石井北小学校	石井小学校
石井幼稚園	石井幼稚園

防災行政無線（広報サイレン）

消防団ポンプ蔵置所

西石井 福祉台帳（別紙）

医療機関

せきやクリニック
あさかぜクリニック
永井歯科
フェニックス歯科

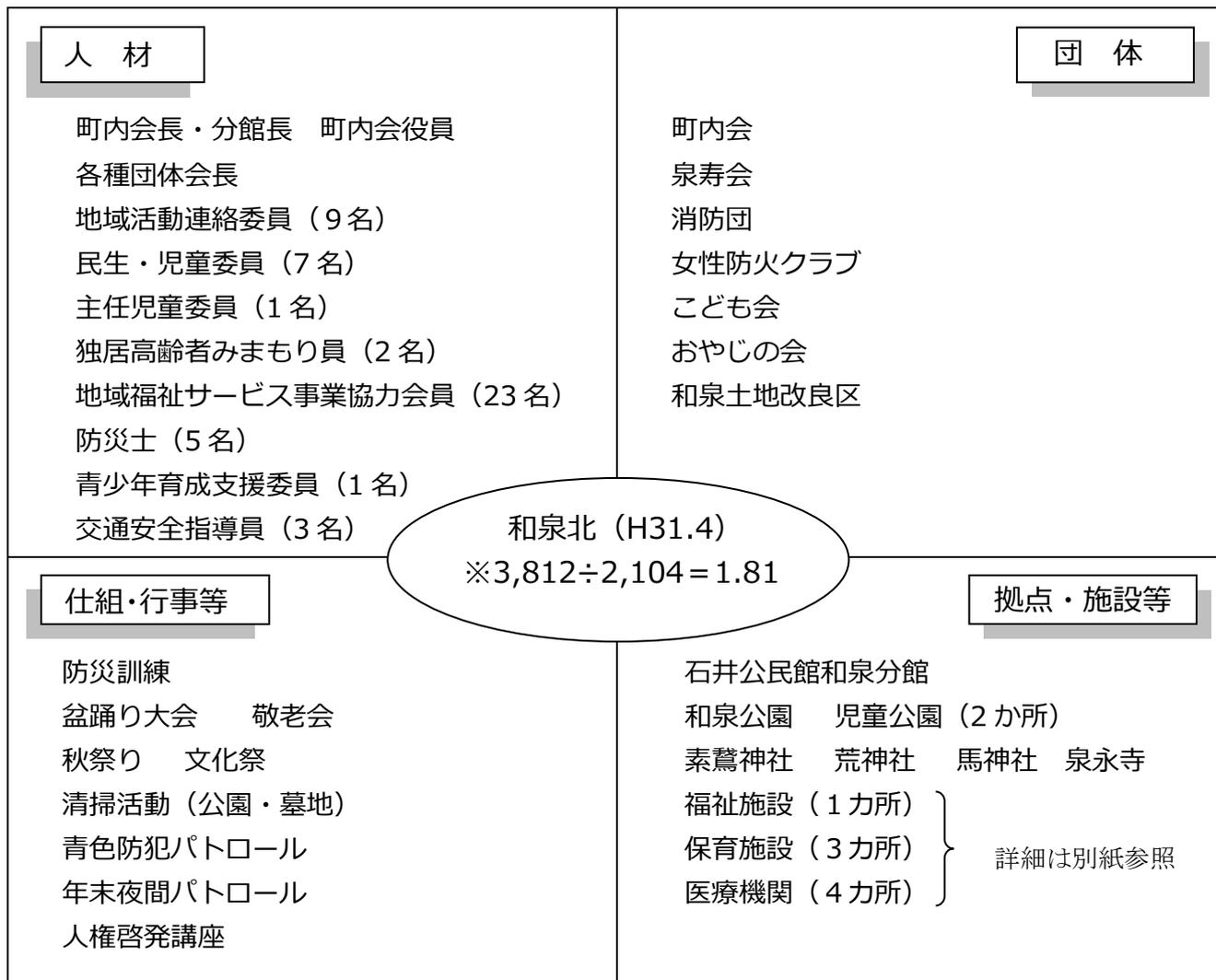
福祉施設

住宅型有料老人ホーム
プリンスハウス
介護付き有料老人ホーム
マドンナハウス
サービス付高齢者向け住宅
S グラン松山

保育施設

保育所ちびっこランドいしい園
市立石井保育園
市立石井幼稚園
地域子育て支援センター

和泉北 福祉台帳



（※総人口÷世帯数 = 1世帯あたりの人数）

人口	3,812 人
世帯数	2,104 戸
65歳以上	909 人 (23.6%)
15歳未満	413 人 (10.7%)
独居高齢者申請者	12 人
避難行動要支援登録者	12 人



避難場所等

指定避難所

石井公民館和泉分館
 双葉小学校 雄新中学校

指定緊急避難場所

和泉公園 石手川緑地
 朝生田公園
 双葉小学校 雄新中学校

防災行政無線（広報サイレン）

和泉公園 雄新中学校

和泉北 福祉台帳（別紙）

医療機関

石岡歯科
堀内歯科
山地歯科
こうの整形外科クリニック

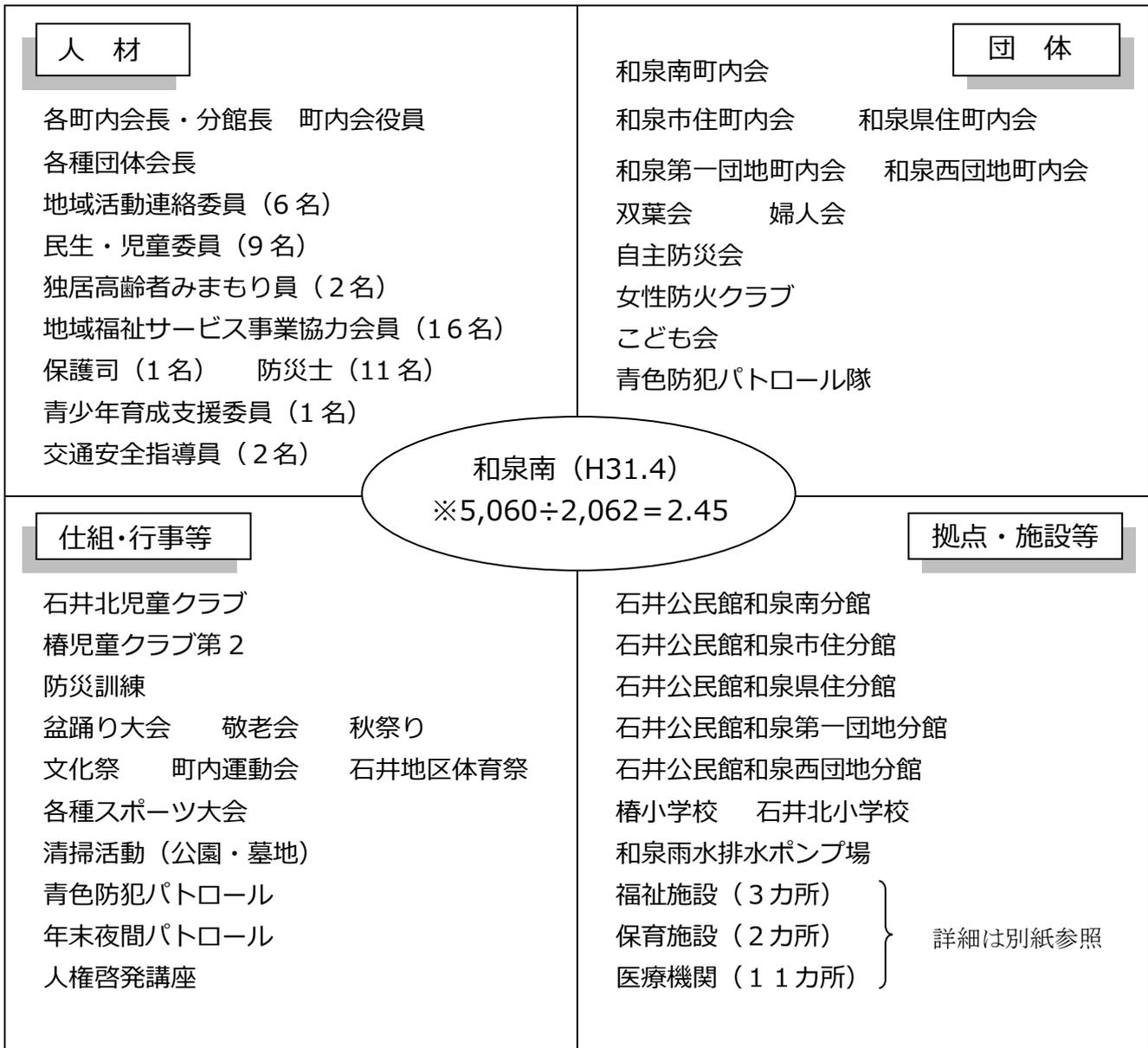
福祉施設

サービス付高齢者向け住宅
軽井沢ファインビレッジ

保育施設

私立和泉保育園
地域子育て支援センター
さくらんぼ園

和泉南 福祉台帳



人口	5,060 人
世帯数	2,062 戸
65歳以上	1,262 人 (24.9%)
15歳未満	776 人 (15.3%)
独居高齢者申請者	46 人
避難行動要支援登録者	46 人

(\ast 総人口 \div 世帯数 = 1世帯あたりの人数)



避難場所等

指定避難所

石井北小学校 樺小学校

指定緊急避難場所

和泉南公園
 石井北小学校 樺小学校

和泉南 福祉台帳（別紙）

医療機関

いかわ整形外科
宇佐美消化器クリニック
谷本歯科
ばらのいずみクリニック
窪田クリニック 消化器外科
和泉クリニック
そのだ心療内科
くぼ接骨院
大谷歯科矯正歯科
東山歯科クリニック
どい動物病院

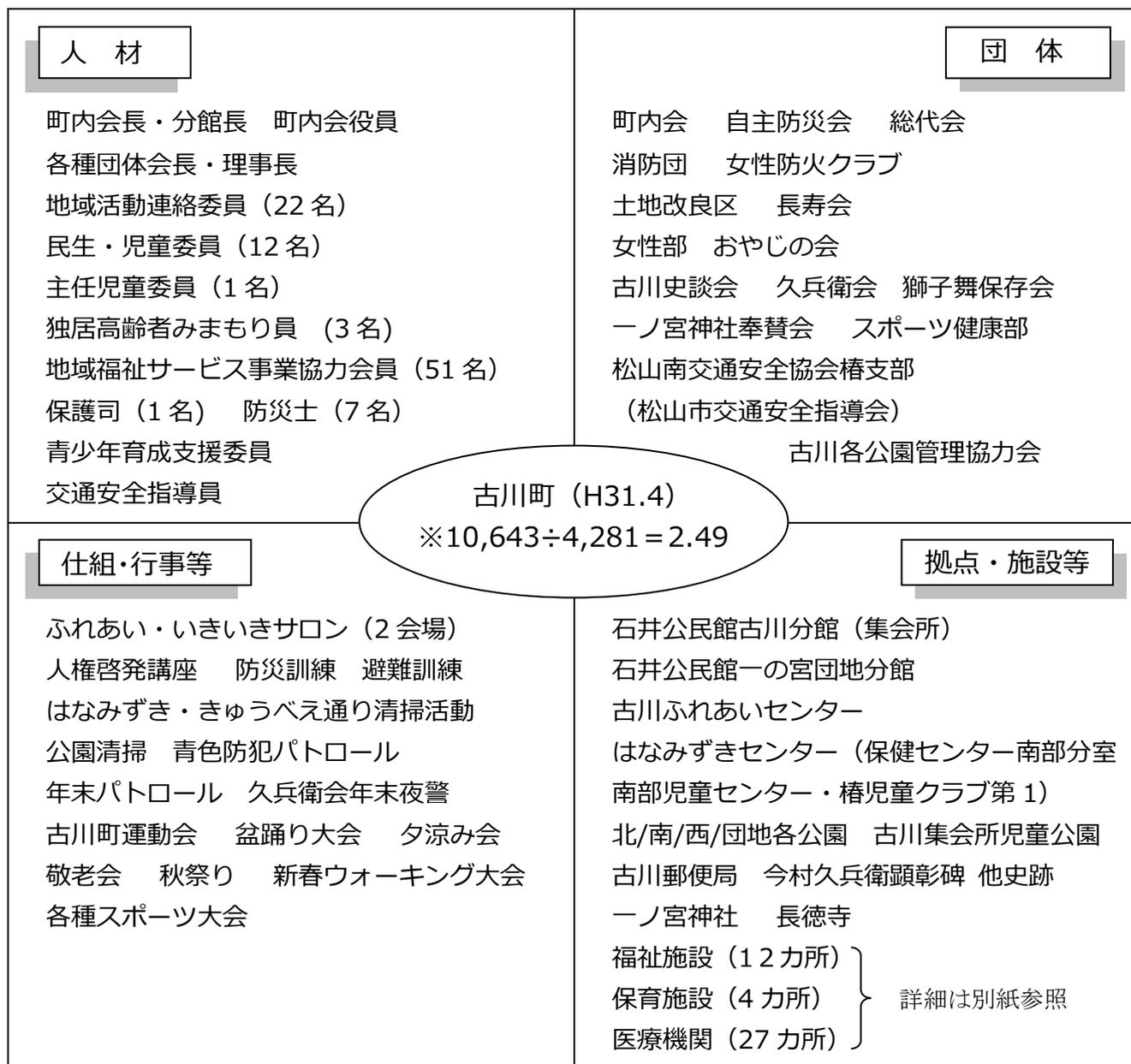
福祉施設

サービス付き高齢者向け住宅
あおいほし
グループホーム
グループホーム・いしい和泉
小規模多機能ホーム・いしい和泉

保育施設

和泉南保育園
なのはな保育園

古川 福祉台帳



(\ast 総人口 \div 世帯数 = 1世帯あたりの人数)

人口	10,643 人
世帯数	4,281 戸
65歳以上	2,550 人 (24.0%)
15歳未満	1,638 人 (15.4%)
独居高齢者申請者	52 人
避難行動要支援登録者	88 人

避難場所等

指定避難所

- 石井公民館古川分館
- 石井公民館一の宮団地分館
- 椿小学校 石井北小学校
- 椿中学校 つばき保育園

指定緊急避難場所

- 古川北・南・西公園
- 椿小学校 石井北小学校 椿中学校

防災行政無線 (広報サイレン)

- 石井公民館古川分館・一の宮団地分館
- 古川北公園

古川 福祉台帳（別紙）

医療機関

正岡歯科医院
はなみずき歯科・小児歯科
はじめ歯科医院
豊田歯科医院
はなみずき通り歯科クリニック
井伊歯科
ハッピー歯科クリニック
渡部整形外科
かどた脳神経外科
はなみずき眼科
みゆき眼科
やまだ耳鼻咽喉科
加賀田小児科
徳丸小児科
はなみずき内科クリニック
あかりクリニック
ふるかわ内科クリニック
野井内科
今村循環器科内科
野村胃腸科内科医院
大塚内科・産婦人科医院
徳丸皮膚科クリニック
吉岡クリニック
とみの心臓血管クリニック
たば麻酔科クリニック
はなみずき動物病院
ファミリー動物病院

福祉施設

サービス付き高齢者向け住宅
小規模多機能ホームゆうゆう
サンセジュールつばき
カムリー安信
グループホーム
グループホームつばきの里
グループホームつばきの家
グループホームじゃんけんぼん
デイサービス
デイサービスみかん・幸号館
デイサービス遊季
デイサービス民家いろは・はなれ
デイサービスセンターあおいほし
居宅介護支援事業所
いきいき介護椿
障がい者自立支援事業所
NPO 法人・ころころ

保育施設

市立つばき保育園
私立椿幼稚園
認定こども園・はなみずき保育園
南部児童センター



一の宮団地 福祉台帳

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">人 材</div> <p>町内会長・分館長 町内会役員 石井地区高齢者クラブ連合会会長 各種団体会長 地域活動連絡委員（1名） 民生・児童委員（1名） 地域福祉サービス事業協力会員（2名） 防災士（2名）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">団 体</div> <p>町内会 シニア同好会 にこにこサロン 女子会 緑地協力会 青色防犯パトロール隊 健康体操</p>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> 一の宮団地（H31.4） ※371÷145＝2.56 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">仕組・行事等</div> <p>地域交流サロン（1会場） 防災訓練 夕涼み会 月見会 秋祭り もちつき大会 人権啓発講座 青色防犯パトロール 年末パトロール 町内清掃</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">拠点・施設等</div> <p>石井公民館一の宮団地分館 一の宮緑地公園</p>

（※総人口÷世帯数＝ 1世帯あたりの人数）

人口	371 人
世帯数	145 戸
65歳以上	165 人（44.5%）
15歳未満	15 人（4.0%）
独居高齢者申請者	6 人
避難行動要支援登録者	6 人



避難場所等

指定避難所

石井公民館一の宮団地分館
 椿小学校

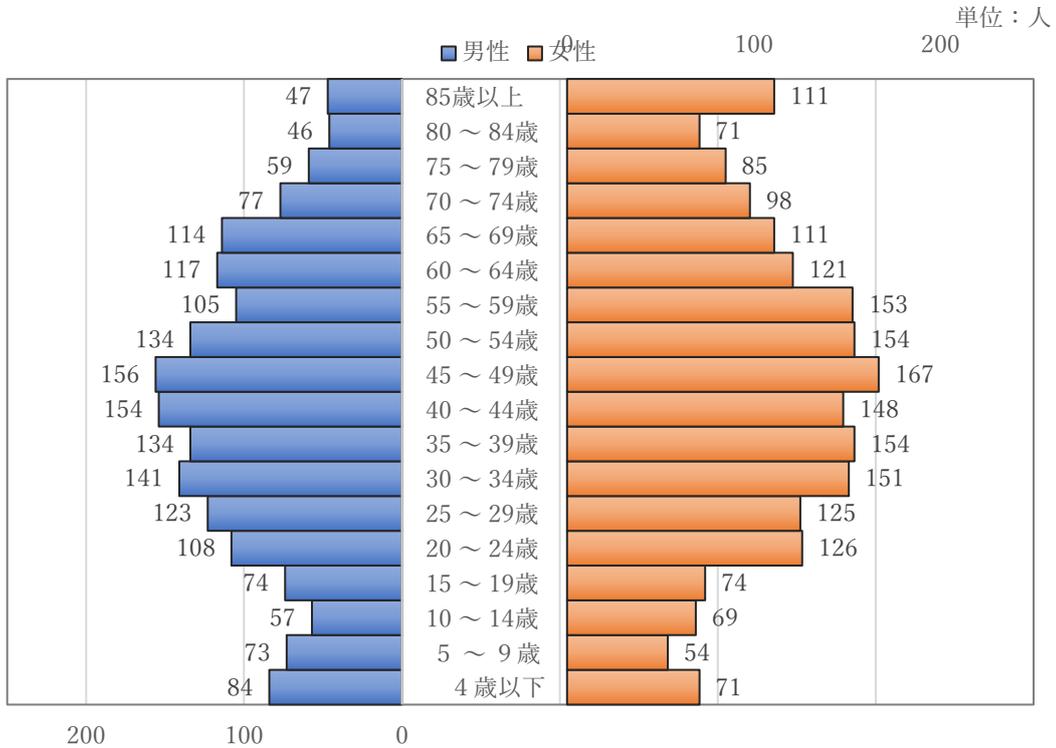
指定緊急避難場所

一の宮団地緑地公園 古川南公園
 椿小学校

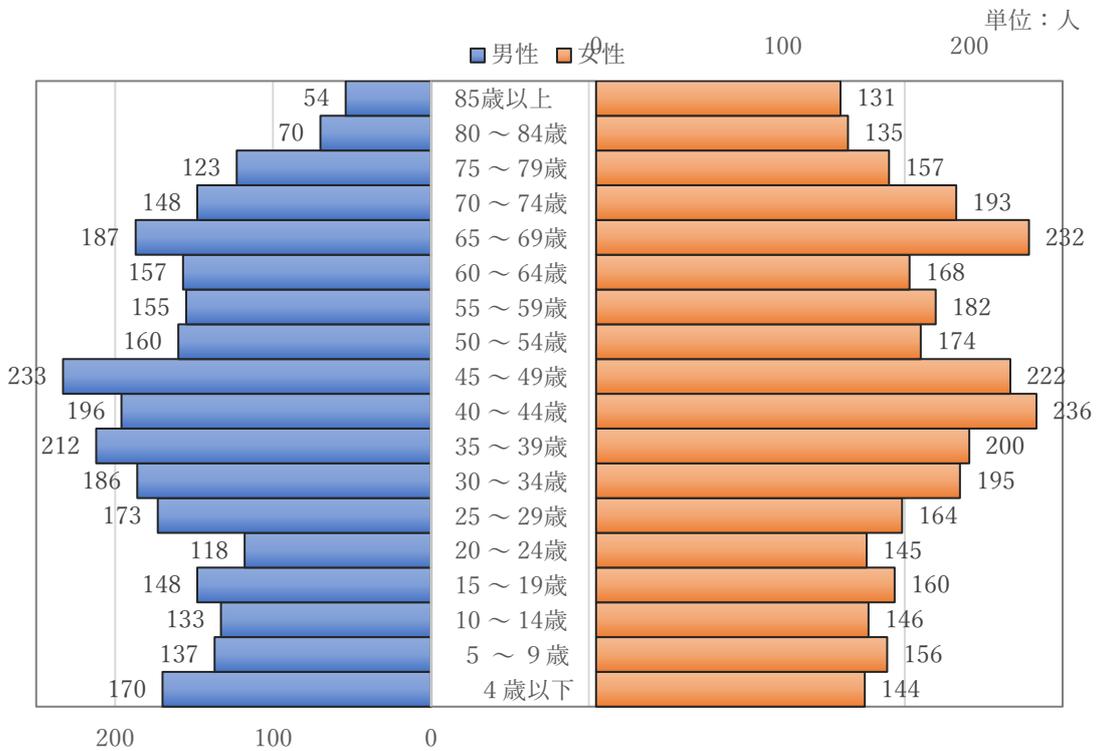
防災行政無線（広報サイレン）

石井公民館一の宮団地分館

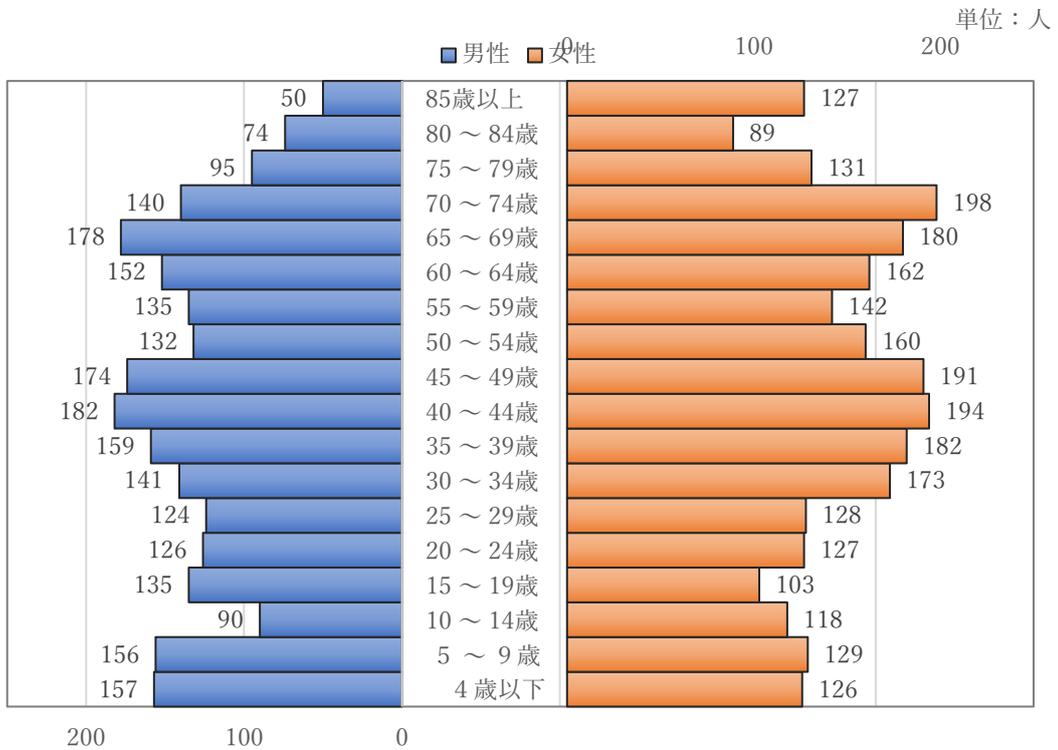
人口ピラミッドグラフ (朝生田)



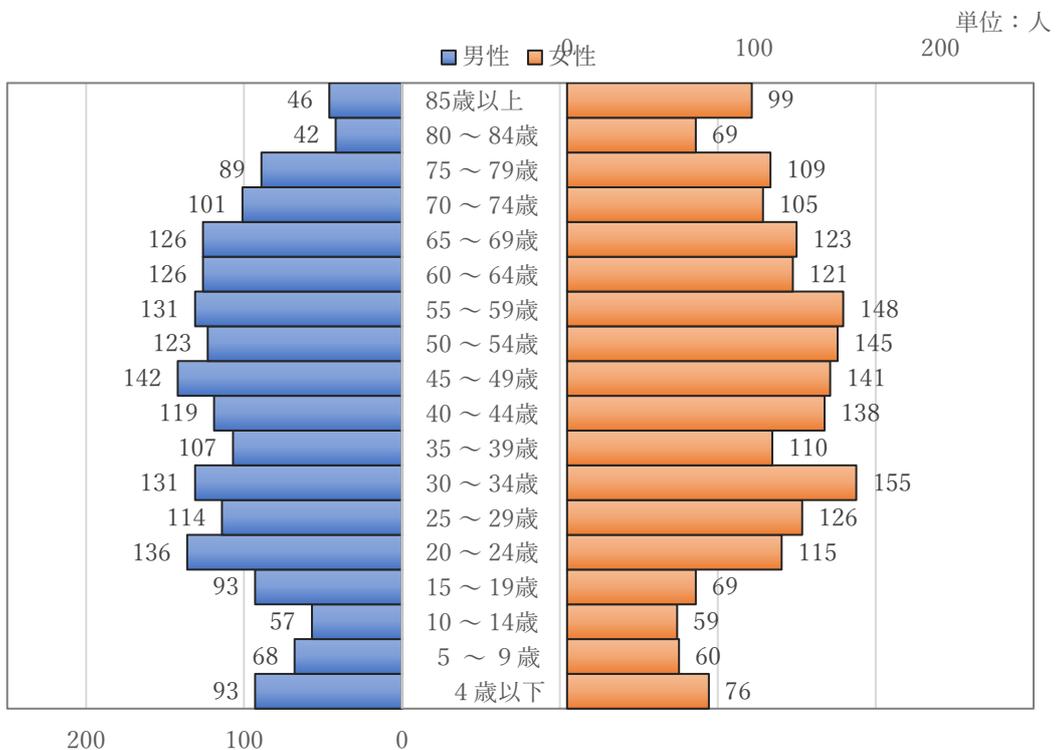
人口ピラミッドグラフ (西石井)



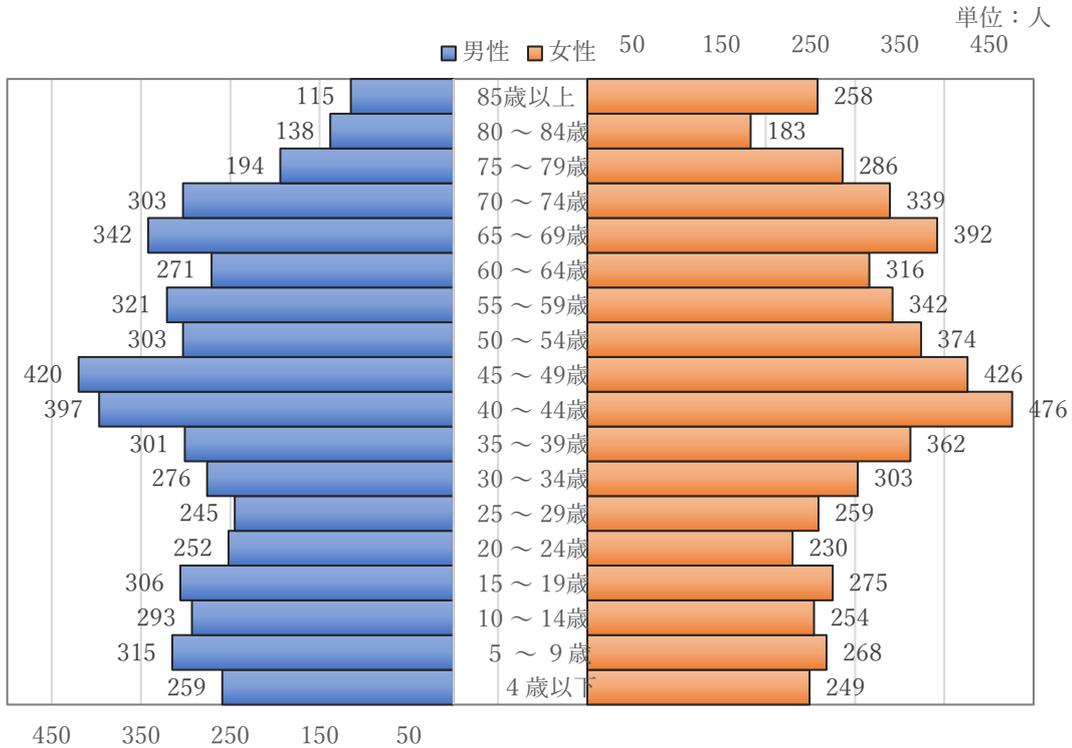
人口ピラミッドグラフ (和泉南)



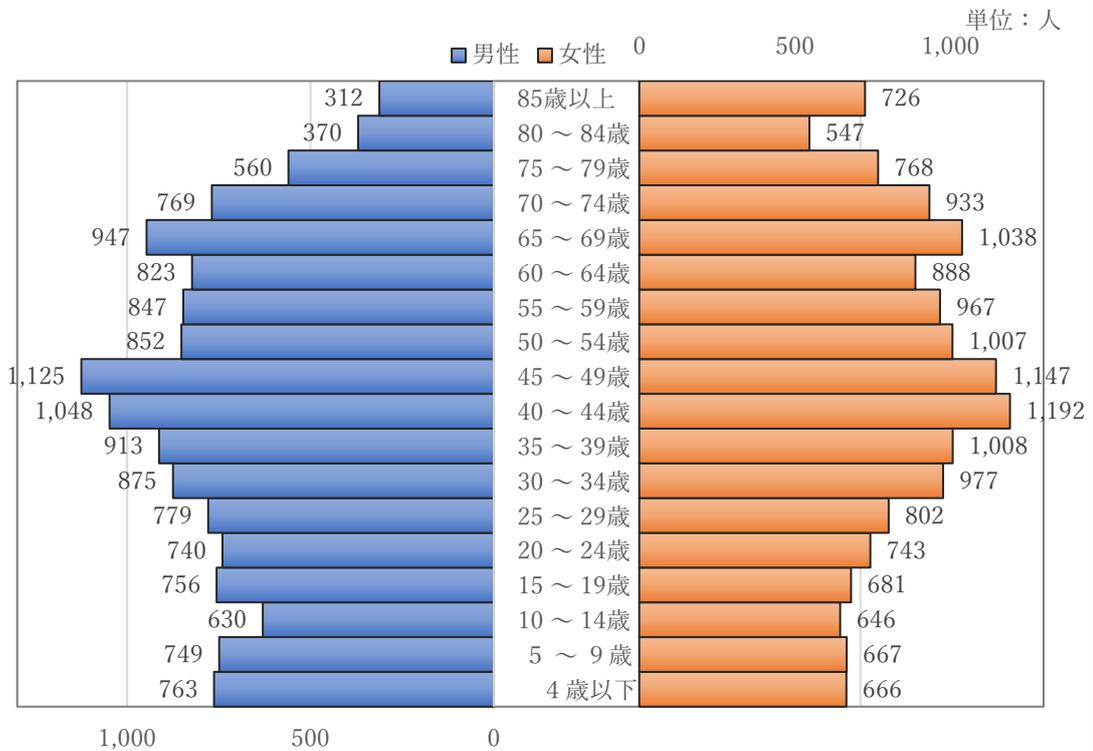
人口ピラミッドグラフ (和泉北)



人口ピラミッドグラフ (古川)



人口ピラミッドグラフ (石井西地区)



水害から命を守る！（地域共助）

災害は、暴風・豪雨・洪水・高潮・津波・地震などによって引き起こされますが、石井西地区で発生する可能性が高い災害としては、やはり地震と、大雨を原因とする水害（河川の氾濫による洪水）が挙げられます。

平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害で、甚大な被害が発生し、国では令和元年 5 月 29 日から、避難情報の意味をより直感的に理解できるよう「警戒レベル」を導入し避難のタイミングを伝えることにしました。しかし、令和元年台風 15 号・19 号によって全国各地で河川の氾濫や土砂崩れが発生し再び多くの人命が失われました。

しかし、水害の発生は気象情報などであらかじめ予想できることから、早めの避難が重要となります。

災害時に命を守るために最も重要なのは「自助（自分の身は自分で守る）」ですが、地域には高齢や障がいなどの特性から「自助」が困難な、避難行動要支援者（以下「要支援者」）といわれる人々がいます。

要支援者の避難支援のためには、量的限界のある「公助」だけでなく「共助(地域で助け合う)」による支援が重要であり、また、災害時の避難行動などにおいて様々な困難が予想されるため、平常時から、要支援者の状態に応じた支援が適時・的確に行えるような仕組みづくりが必要となります。

民生委員・児童委員、独居高齢者みまもり員、近隣協力員、自主防災組織、消防団などの支援関係者は地域共助の理念のもと、松山市と連携し要支援者の支援に努めます。以下に、災害発生に備えて平常時に取り組んでおくべき内容と要支援者支援体制、災害発生時の支援体制と水害時の避難支援の基本的な流れを掲載しました。

I. 災害発生に備えて

平常時の取り組み…地域の支援体制づくり

※ 平常時、避難行動要支援者対策等の防災対策においては、民生委員・児童委員は町内の自主防災組織に組み込まれている。従って、要支援者対策は自主防災組織が取り組むべきものであると認識したうえで、民生委員・児童委員は通常業務として接している「避難行動要支援者」の避難支援プラン（個別計画）の作成に主体的に取り組むものとする。

1. 要支援者情報の整備

要支援者の避難誘導や安否確認、また指定避難所等での生活支援を的確に行うためには、日頃から要支援者の生活状況等を把握して、災害時に迅速に活用できるよう情報を整理しておくとともに、支援関係者間で共有しておく。

そのために支援の必要な人を訪問して、松山市「避難行動要支援者名簿(甲種)」への登録を直接働きかける。

2. 近隣協力員確保への支援

松山市「避難行動要支援者名簿(甲種)」への登録の際に、原則として要支援者は近隣協力員（実際に避難支援に携わるもの：避難支援者）を本人の了解を得て指名することとなっているが、近隣協力員が確保できていない場合もあるので、民生委員・児童委員は支援関係団体と協力して近隣協力員の確保に努める。

3. 情報の管理と共有

- 1年に1回は要支援者名簿登録者の確認や近隣協力員の意向等現状把握を行い、変更が生じた時は、随時「要援護者異動連絡票」を提出する。
- 松山市より提供される高齢者名簿をもとに、石井地区まちづくり協議会及び自主防災組織と共有している要支援者名簿の更新を行う。(石井地区)
- 要支援者情報は個人情報であり、松山市個人情報保護条例第9条の規定等に基づき情報の管理には十分配慮する。
なお、民生委員・児童委員についての守秘義務や個人情報保護については、民生委員法第15条に規定されている。

4. 避難行動の迅速化に向けた取り組み

(1) 避難経路の確認

要支援者自身が、避難支援者と一緒に自宅から避難所までを歩くなどして危険個所を把握し安全な避難経路を複数選定しておく。

(2) 指定緊急避難場所や指定避難所の確認

特に、洪水時に避難できない指定避難所があるので、あらかじめ災害別の避難先を考えておく。

防災マップ（H27.2 発行）

76,77 ページ（みんなの防災マップ・石井地区）

71 ページ（みんなの防災マップ・雄郡地区）

※ ただし、松山市ホームページに掲載されている指定避難所は、防災マップとは一部変更されているので、以下に抜粋しました。特に洪水の場合の指定避難所は、災害場所に依りて△印の中から開設されるので、避難を始める前に必ず松山市等が発表する避難所開設情報を確認してください。

指定避難所一覧 (令和元年7月1日現在・松山市ホームページより)

	地震	津波	高潮	洪水	土砂
① 聖カタリナ学園高等学校朝生田体育館	×	○	○	×	○
② 石井北小学校	○	○	○	×	○
③ つばき保育園	○	○	○	×	○
④ 椿小学校	○	○	○	×	○
⑤ 石井公民館古川分館	○	○	○	×	○
⑥ 石井公民館一の宮団地分館	○	○	○	×	○
⑦ 石井幼稚園	○	○	○	△	○
⑧ 石井保育園	○	○	○	△	○
⑨ 石井公民館	○	○	○	△	○
⑩ 石井小学校	○	○	○	△	○
⑪ 南中学校	○	○	○	△	○
古川ふれあいセンター	○	○	○	×	○
朝生田ふれあいセンター	○	○	○	×	○
⑫ 雄新中学校	○	○	○	△	○
⑬ 双葉小学校	○	○	○	△	○

(3) 防災マップの活用

普段から防災マップ等を活用して災害に備える。

※水害についての箇所

防災マップ (H27.2 発行)

10,11 ページ (豪雨にもろい松山)

22,23 ページ (洪水から身を守るには)

92,93 ページ (石手川洪水氾濫時の避難地図)

90,91 ページ (重信川洪水氾濫時の避難地図)

内水ハザードマップ (H29.2 発行)

7 ページ (大雨の時：日ごろの心得)

22,23 ページ (内水ハザードマップ：朝生田町・和泉北)

26,27 ページ (内水ハザードマップ：石井地区)

(4) 避難訓練

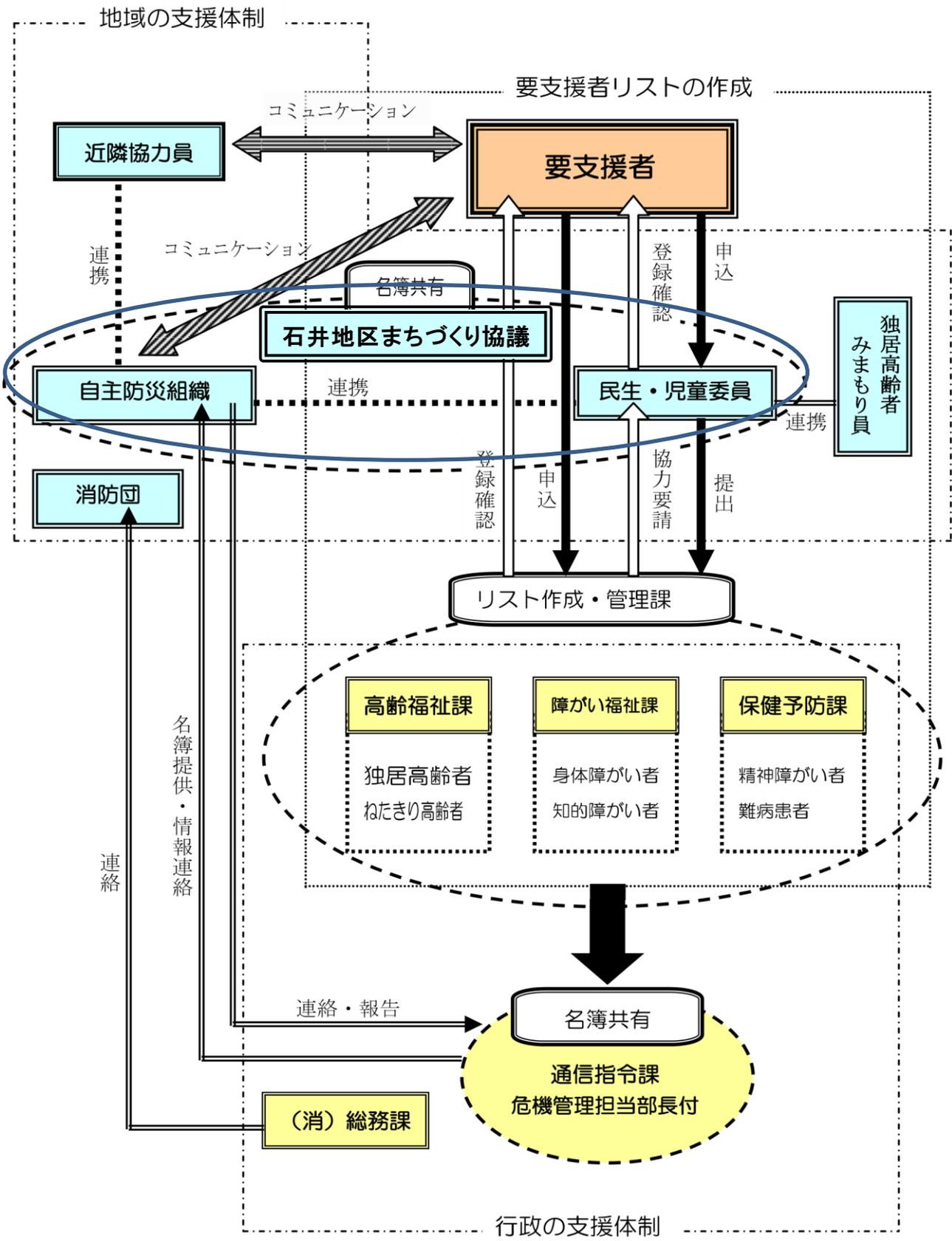
在宅の要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、日頃から要支援者と避難支援者は信頼関係の醸成に努めるとともに、避難支援者をはじめとした近隣のネットワークづくりを進めるなど、地域住民の協力関係を作ることが大切である。

また、避難訓練には、地域住民や要支援者、避難支援者が積極的に参加し、要支援者の居住情報等を共有して、具体的な避難支援方法の検証や避難の際の障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上を図る。

(5) 一人ひとりに対する避難支援プランの策定

災害が発生し、または発生する恐れが高まったときに、要支援者の避難誘導を適切に実施するためには、あらかじめ要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所に避難させるかなど定めておくことが重要である。

このために、要支援者の個別避難支援計画を策定し、共有・管理・情報更新をすることが望ましい。



2. 災害時の取り組み

※ 民生委員・児童委員の指揮・命令系統については、「避難行動要支援者支援対策マニュアル」に基づいて取り組むものとするが、民生委員・児童委員は自主防災組織に組み込まれていることから、発災時には「自主防災組織」の指示を優先して対応するものとする。

安否確認・避難誘導など災害時における活動の目安

- ①地震災害 震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- ②風水害等 警戒レベル 3（避難準備・高齢者等避難開始）
警戒レベル 4（避難勧告、避難指示）が発令された地域
- ③その他 要支援者の安否の確認が必要と思われる災害が発生又は発生する恐れがある場合

（1）近隣協力員（避難支援者）

- ① 避難行動要支援者宅にかけつけ避難場所への誘導を行う。
- ② 誘導が困難な場合は、災害対策(警戒)本部、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、独居高齢者みまもり員など関係者に連絡をとる。
- ③ 災害発生後、避難行動要支援者の避難状況等を、民生委員・児童委員又は独居高齢者みまもり員に報告する。

（2）民生委員・児童委員

- ① 自主防災組織、消防団等と連携を図るとともに、独居高齢者みまもり員、近隣協力員（避難支援者）等と協力し、要支援者リスト登載者の安否確認を迅速に行う。
- ② 状況に応じて、消防局への出動要請および松山市高齢福祉課等関係機関への連絡等ができる体制をとる。
- ③ 被害等が生じた場合、出来る限り迅速に独居高齢者みまもり員と協力し、「被害状況報告書」を作成して松山市高齢福祉課へ提出する。

（3）独居高齢者みまもり員

民生委員・児童委員から連絡があった場合は、

- ① 近隣協力員等と速やかに連携を図り、要支援者の安否確認を行う。
- ② 被害等が生じた場合は、出来る限り迅速に民生委員・児童委員と協力し「被害状況報告書」を作成して民生委員・児童委員を通じ松山市高齢福祉課へ提出する。

(4) 自主防災組織

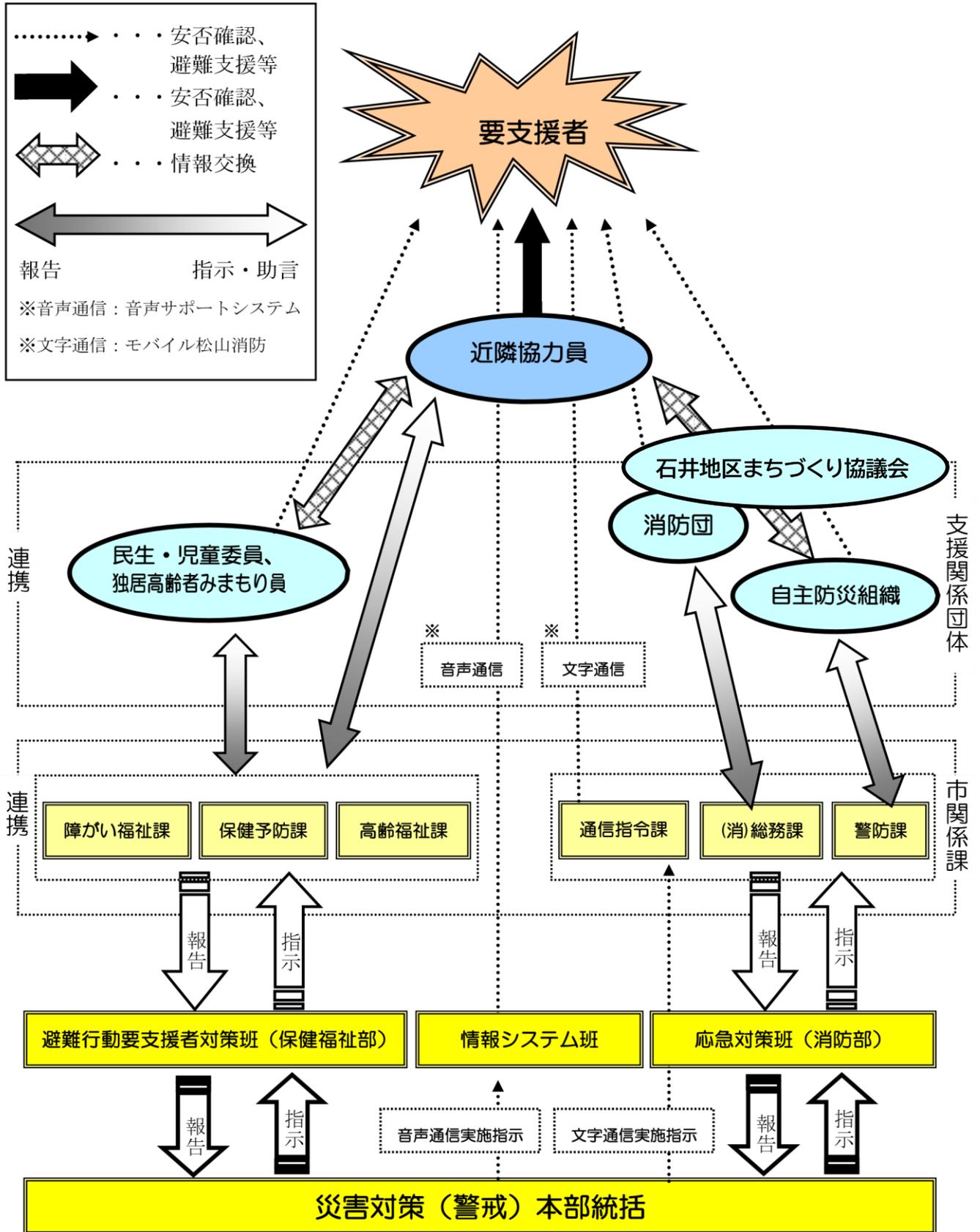
地域の民生委員・児童委員、独居高齢者みまもり員、近隣協力員（避難支援者）と協力しながら、避難行動要支援者への配慮や避難誘導支援に努めるものとする。

(5) 消防団

災害の規模や種類によって業務が異なるが、災害の警戒、鎮圧、防ぎよ等の業務がなければ、基本的には消防局や自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者の支援や避難誘導に協力する。

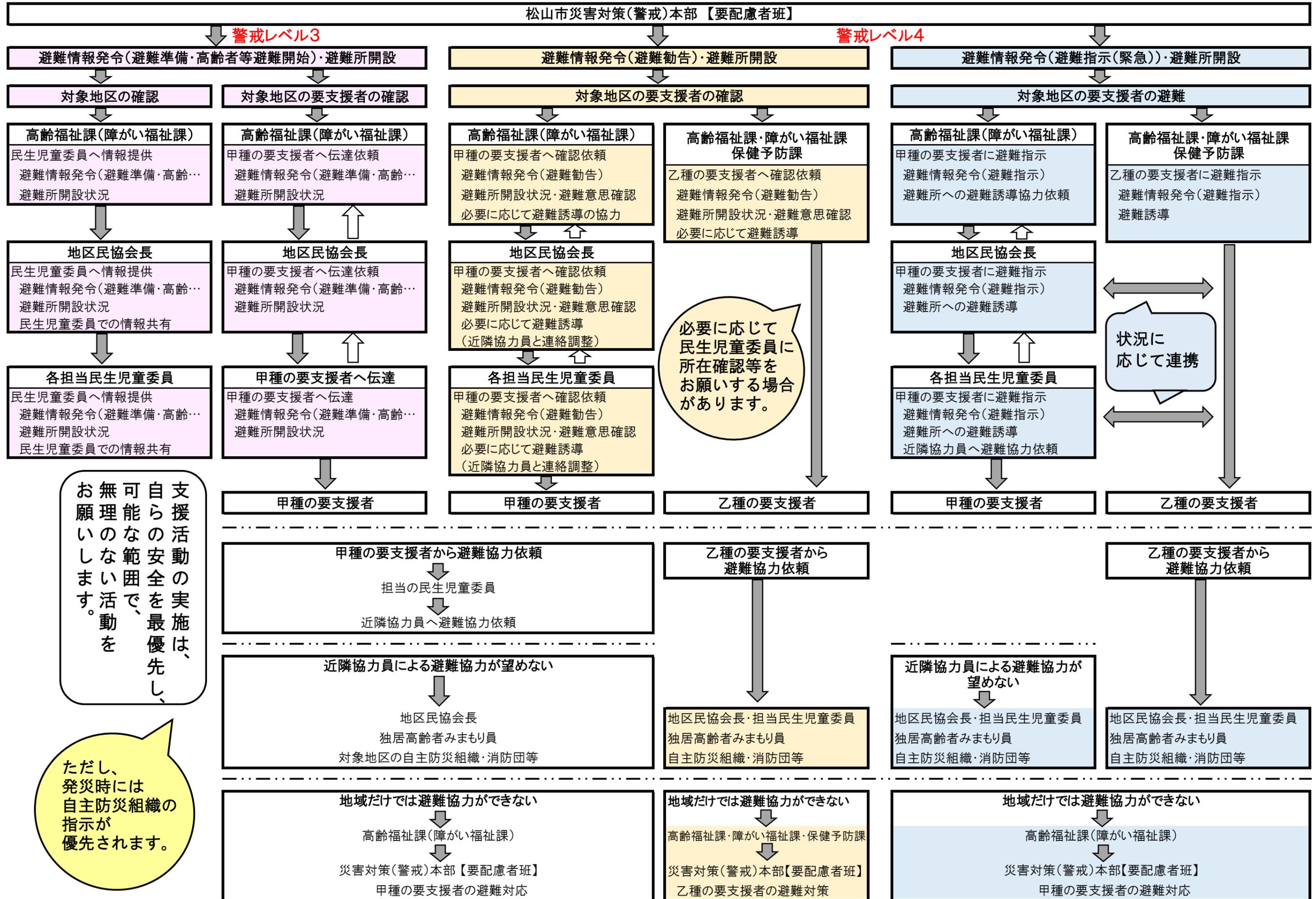
《松山市・避難行動要支援者対策マニュアルから要約・抜粋》

要支援者支援体制



注) 音声通信の運用については、P10【留意事項】を参照とする。

災害時(風水害等)の避難行動要支援者(甲種・乙種)に対する避難支援の基本的な流れ 【自らの安全を最優先に無理のない活動を】



ま と め

2005年に第1期地域福祉活動計画がスタートしましたが、当時の総人口は29,068人(男48%・女52%)でした。

第2期活動計画策定の2015年(29,257人)を経て、2019年4月1日現在で29,261人(男47%・女53%)と約15年間での増減はほとんど見られません。一方、世帯数については2005年(11,900世帯)から2015年(13,100世帯)にかけては10%増加しましたが、2019年は13,070世帯とこの4年間では増減なく推移しています。

ただし、65歳以上の高齢者は着実に増加して2015年の20.5%から23.8%になりこの4年間で3ポイント増加しました。

一般的に少子高齢化の進む社会では、総人口が増えないのに、世帯数が増加して世帯当たりの人口が減少し、かつ高齢者の占める割合は急速に増加するとされています。しかし、今後の高齢化社会においては、石井西地区のように世帯数が増えない(あるいは減少する)という現象が起きてくると予想されています。

また、第3期地域福祉活動計画最終年はいわゆる「2025年問題」の年にあたります。

2025年には団塊の世代が全て75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となります。医療や介護を必要とする人はますます増加しますが、現在の医療・介護の提供体制では十分対応できないと見込まれています。そこで、2025年を目標に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要となっています。

石井西地区の人口構成を福祉台帳の「5歳ごとの年齢別人口」グラフで見ると、65歳～69歳の人口が多く、次いで70歳～74歳が多くなっています。こういった年代別のボリューム層を考慮して、「地域包括ケアシステム」に向けての高齢者対策及び地域福祉の担い手不足への対応に力を入れるとともに、近年の気候変動による水害等の災害対応を重点課題としました。また、子育て世代や児童への支援についても検討してまいります。

本地域福祉活動計画は「地域住民だれもが住みやすいまちづくり・石井西やすらぎのまち 愛の町」を目指して、個々の事業について数値目標の設定以外に、連携・協働等の様々な観点を目指して盛り込んでいます。それら各施策の効果・成果について、できる限り定量的な評価を行っていくこととします。また、評価をふまえて毎年度ごとに具体的な計画を策定し、本地域福祉活動計画についても見直しを行っていくこととします。

石井西地区社協

地域福祉活動計画策定委員会一同

石井西地区地域福祉活動計画書

発行：石井西地区社会福祉協議会

《問い合わせ先》

石井西地区社会福祉協議会

〒790-0934 松山市居相1丁目8番26号 松山市役所石井支所内

Tel : (089)956-0248 / Fax : (089)956-9962

E-mail ishiinishi.fukushi@gmail.com

発行日：令和2年1月